

2016 年度新歓運動

新歓祭典における模擬店企画中止に係る総括

2016/12/23

目次

はじめに

第1章 祭典中止関連の概要

第1節 中止判断の根拠となった事例（黒変事例）

第1項 事例の概要

第2項 中止という判断

第2節 事例の原因

第3節 同時間帯に発生した火災

第4節 火災の原因

第5節 黒変事例と火災の同時発生が招いた被害

第6節 事後対応

第1項 当日の事後対応

第2項 後日の対応

第2章 火災及び緊急事態に対する準備状況

第1節 祭典運営側

第1項 運営統率体制

第2項 オリター・エンターについて

第2節 祭典参加者側

第1項 出店責任者(=店長)ガイダンスの効果

第2項 ガイダンスの内容

第3節 黒変事例及び火災の最終的な帰責

第1項 黒変事例に係る帰責

第2項 火災に係る帰責及び問題点

第3章 次年度以降の対応の選択肢

第1節 コンロを使用した模擬店企画を継続する場合

第1項 運営体制の見直し

- 第2項 指揮系統の見直し
 - 第3項 火災発生から消火、混乱の収拾
 - 第4項 非常時における誘導
 - 第5項 火器使用における万全の体制作り
 - 第6項 イベント保険への加入
- 第2節 コンロ等危険な火器を使用しない祭典へと改革する場合
 - 第3節 模擬店という形態を見直す祭典へと改革する場合
 - 第4節 祭典という形態を見直し、新歓運動全体を改革する場合

おわりに

各資料

模擬店に関するアンケート（正式名称：新歓運動全体及び模擬店に関するアンケート）
模擬店企画及び構内清掃に関する予算書

はじめに

本文書は、2016年度の新歓運動における新歓祭典開催中に、模擬店企画を急遽一旦停止し、その後に中止した事態に係る事実と原因を明らかにし、その評価と共に次年度以降の運動への提言を取りまとめたものであり、全ての学友会員に報告する目的で作成した総括である。

このような事態に対する原因究明等を進める方法について想定していなかったこと及び経験の無さ、並びに原因究明のための実証実験結果について実験機関が回答までに相当の時間を要したことにより、本総括を以て行う最終報告がこのように遅延した。この遅延について深くお詫び申し上げます次第である。

また、以下で述べるとおり、果たすべき責任を果たし、かつ注意を怠らなかった、何の過失もない学生に対しては、模擬店企画の中止によって各位の財産及び時間に関して損害を受けたことについて、謝罪及び遺憾の意を表明する。

第1章 祭典中止関連の概要

本章では、祭典当日に模擬店企画を中止する原因となった事例については第1節及び第2節において、また、「中止原因である」と多くの参加者から誤認された事例については第3節及び第4節において、それぞれその事実と原因を述べる。

第1節 中止判断の根拠となった事例（黒変事例）

第1項 事例の概要

調理開始の11時30分から約40分後に、全ての模擬店が一律に購入しているコンロのボンベを格納する蓋が、使用中に黒く焦げる(以下、「黒変」とする。)という事例が複数店舗において見られた。祭典中に模擬店本部に持ち込まれた黒変コンロは17台にのぼり、祭典終了時に回収したコンロを後日調べたところ、前述の17台を含んで72台のコンロに黒変している箇所が見られた。会場内に存在したコンロは520台余り¹であることから、約14%のコンロが黒変した計算になる。

なお、消防職員より「そのまま使用を継続していれば、ガスボンベに熱が過剰に伝導し、ボンベの爆発を起こした可能性があった」及び「ボンベの缶が例えば室内で爆発・破裂すると、住居の壁に突き刺さるほどの速度でボンベの金属片が飛散するため、大変危険である」旨を後日伺った。今回の祭典では黒変したコンロの使用を直ちに中止させたことから、ボンベの爆発や、コンロの黒変に伴うけが人は一切なかった。

第2項 中止という判断

黒変事例が複数見られたため、製品の瑕疵を疑い、3件目の事例報告があった12時20分ごろの段階²で全店舗の火器使用を停止させるよう指示し、この際に消防への連絡をしている。その後の火災発生³の際にももう一度模擬店担当者が消防署に火災の発生を知らせ、火器使用を行う全模擬店の活動停止判断を下した。13時30分頃から消防による模擬店全店舗の点検が行われ、14時40分頃に全店舗の点検が終了した。これを受けて15時前に模擬店企画の中止(=再開可能性無し)を判断した。その理由は、当時現場でカセットコンロの黒変の原因を特定できなかったために、コンロの不調ないし不具合といったコンロの瑕疵による可能性についても排除することができず、更なる被害発生を回避し、参加者の安全を最優先にするためであった。

15時30分頃から模擬店企画の中止を参加者に伝達し始めたが、中止判断から伝達までに30分を要したのは、備品返却場所付近で参加者が混雑し、備品に身体をぶつけて怪我をするなど、会場内の混乱による二次被害を避けるために、運営側の準備を整えていたためである。この点については非常時に参加者を誘導する方法を事前に確定し、運営協力員⁴並び

¹ コンロを使用しなかった店舗の分も含めてある。

² 黒変事例前後の時系列表を本総括書の末尾に添付している。

³ 第1章第3節で述べている。

⁴ 第2章第1節第1項で述べている。

にオリター及びエンターに伝達していなかったことが原因であり、明らかな準備不足⁵だったと言える。

また、火器を使用していない店舗についても営業を中止させた理由は、火器の使用を一旦停止させた後、模擬店店舗間で「C区画は営業再開可能」といった誤った情報が錯綜したために、一部の店舗のみを中止させる指示では、確実に火器の使用を停止させることができず、安全を確保することができないと判断したためであると述べておく。

したがって、これらを総合的に踏まえ、新歓実行委員会として、祭典当日、前項に示した状況下において模擬店企画を中止したことは正しい決断であったと判断する。

第2節 事例の原因

模擬店各店舗の検証をしていただいた消防署の職員に尋ねたところ、「全ての黒変したコンロを見たわけではないが、一つの店舗について言えば、フライパンの直径には問題がなく、使用方法にコンロ黒変の原因がある。具体的には、鍋類を五徳の中央に置かず、ボンベ側に寄せていたことが原因であると考えられる。」という旨の回答を頂戴した。これは学生側のコンロの使い方に問題があったことを示している。

ところが、特に深刻な黒変を起こしたコンロを使用していた6店舗に、使用した調理器具の直径について後日確認したところ、3店舗から回答があり、規定の直径は26cm⁶だったのに対し、各店舗の直径はそれぞれ30cm、30cm、29.4cmであった。また、後日模擬店企画中止に関するアンケート⁷を実施し、その中で「あなたは今回のコンロで使用出来る調理器具の直径が26cmまでということも知っていましたか？」と尋ねたところ、「はい」と答えた学生は34.7%にとどまり、「いいえ」と答えた学生が65.3%に上った。このアンケートは実施時期が遅かった⁸こともあり、拡散率および回収率が低く、全体の回答者は167名にとどまったために正確さに不安があるとはいえ、少なくとも半数以上の学生が調理器具の直径に対する規定を確認していなかった⁹ことを示唆するものと言える。よって、前述の3店舗以外の黒変事例を起こした店舗で使用されていた調理器具についても、規定を超える直径のものだった(またはコンロの中央よりボンベ寄りに配置されていた)と見るのは妥当であると考えられる。

また一方で、新歓祭典直後には製品の瑕疵も考えられたため、製品の調査および実証実験

⁵ 第2章第1節で詳しく述べている。

⁶ ガイダンスで伝えた他、コンロの取扱説明書及び外箱の側面にも書かれていた。

⁷ 本総括書末尾の「おわりに」においてアンケート結果を資料として添付している。

⁸ 7月中旬の実施となった。

⁹ 事前の周知については第2章第2節で述べている。

¹⁰を第三者機関であるガス石油機器 PL センターに依頼した。その結果、フライパンや鍋の直径が規定よりも大きい場合、すなわち規定に反した使用をした場合に、ボンベを格納する蓋が黒変することが実証された。さらには五徳の中心から数センチほど、ボンベを格納する蓋側に調理器具をずらした際にも同様の黒変が見られた。よって製造側に責任はなく、コンロが黒変した原因は、参加者の使用方法にあったことが明らかになった。

したがって、コンロが黒変したことは、多くの参加者が使用方法を誤ったこと¹¹が原因であると結論づけざるを得ない。

第3節 同時時間帯に発生した火災

他方で、上記のコンロ黒変事例と並行して、12時15分から12時20分すぎ頃に1つの店舗において火災¹²が発生した。警察及び消防の検分で、店舗内の2台のコンロのうち、1台で加熱していた油から発煙したため、加熱を停止したものの、その後発火したという事実が認定されている。

また、火災による被害は以下のとおりである。

人損：初期消火作業に従事した学生が、自身が消火剤を噴射したことによる油の跳ね返りを受けて火傷を負った。この火傷そのものは2,3週間で治癒するが、火傷痕の消滅には3か月ほどかかるとのことであった。現在この学生は無事に回復している。

物損：火災そのものによって、出火元である鍋の他に、消火作業を原因とする油の跳ね返りにより、周囲のブルーシートが熱で溶け、使用できない状態になった。

さらに、運営協力員が発火した油に消火剤を噴射し、この油の跳ね返りが、一種のフランベのような現象を引き起こし、これを目撃した参加者の間に「(コンロまたはガスボンベが)爆発した」という誤解を招いてしまった。なお、発火した油の正しい消火方法は、蓋や濡れタオルを用いた窒息消火である。

当日の消火に至る過程は以下の通りである。まず、出火元となった店舗の学生が付近の運営協力員¹³を呼び止め、消火するように要請した。その後運営協力員が法令に基づいて定めた計画¹⁴に基づいて防火担当者に連絡し、連絡を受けた防火担当者が現場に到着するのを待

¹⁰ 第1章第6節第2項で詳しく述べている。

¹¹ 第2章第3節第1項で述べている。

¹² 「火災」という表現は、消防の認定によるものである。

¹³ 例年実施している、模擬店が適正に運営されているかを確認するパトロールに従事していた。

¹⁴ 湖南広域行政組合火災予防条例第43条の3第1項及び第2項に基づき、消防署長に提出した計画のこと。

った。防火担当者の到着後にその指揮の下、周囲の安全を確保した上で、運営協力員が消火した。

ところで法令¹⁵に従うのであれば、火災に際しては、出火を発生させた者及び出火の発生に直接関係がある者、すなわち出火元の店舗の参加者も消火する義務がある。第2章第2節第1項で述べるとおり、店長向けのガイダンスで消火器及び緊急事態の対処方法についても案内している。しかし今回は、出火を発生させた店舗の参加者は消火作業を行っておらず、法令に定められた義務を履行しないことは問題とされる恐れがある。またこれは当該店舗に限ったことではなく、「出火元店舗の参加者が自ら消火しない」という可能性は普遍的に存在すると思われる。よって、出火が起こった際に、適切な消火活動を行うことができない参加者が存在する状況は危険であると言わざるを得ない。

第4節 火災の原因

消防職員によれば、この火災は過剰に加熱された油からの発火によるものであり、コンロそのものの瑕疵が原因ではないと考えられるとのことである。カセットコンロ自体に焼け跡が無い為、加熱された油から発火したと判断できるとのことであり、実際にボンベは爆発していなかった。また、加熱を停止したにもかかわらず、発火に至ったのは、店舗内の隣のコンロ(2台あるうちの発火しなかった方のコンロ)で調理を続けたことで、熱が伝わり、油の温度が上昇したためであるという考えを示された。

第5節 黒変事例と火災の同時発生が招いた被害

この2つの事例がほぼ同時に発生したことにより、新歓祭典における模擬店企画を中止した原因があたかも火災の発生であるという誤解が参加者の間で流布した。祭典終了後には、火災を発生させた店舗ないし学部に対し、この誤解に基づく暴言とも取れる批判が寄せられた。実際には、火災よりも黒変事例の方が先に発生し、その後新歓実行委員長にも先に黒変事例の報告が到達している。そして新歓実行委員長は黒変事例を受けて直ちに火器の使用停止を指示しているため、繰り返しになるが、模擬店企画の中止は黒変事例を原因とするものである。

さらに、この火災を「爆発」と表現した、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)への投稿が多数見受けられ、誤った情報が拡散される原因となった。この結果、「立命館大学の黒変事例で爆発が起こり、模擬店営業が中止された」という誤った認識が本学の学生だけでなく、学外の人々の間でも形成されるに至った。祭典終了後に「爆発が起こって

¹⁵ 消防法第25条及び消防法施行規則第46条。

ないこと」及び「火災が原因で企画が中止されたのではないこと」について公式な発表をしたにもかかわらず、このような誤認に基づく情報についての投稿及び記事は現在でも削除されていないものが見かけられる。

第6節 事後対応

第1項 当日の事後対応

以下では今回の新歓祭典で火器使用を一旦停止させ、その後学生が帰宅するまでの誘導方法について振り返る。

模擬店企画の一旦停止から、最終的に模擬店企画を中止するまでに要した時間は3時間あまりだったが、まずこの時間の長さは改善しなければならないものである。消防の全店舗チェックを最大限に急いで行っていただいたことは事実であり、かつその結果を受けて最終的な中止判断を行ったことも比較的迅速に行うことができた。そもそも消防の全店舗チェックは、黒変事例が複数の店舗に見られ、製品の瑕疵を疑わざるを得なかったことが原因で、行わなければならなかったため、チェック時間を短縮することは難しかったと考えられる。しかし第1章第1節第2項でも触れたとおり、その後中止判断を参加者に伝達し、帰宅準備を完了してもらったまでの時間は、準備が万全であれば短縮することができたはずであり、次回以降の改善が必要である。

また、模擬店企画の中止後、一斉に模擬店の片付けを行うことによる混雑及び二次被害を防ぐため、AからDの区画ごとに封鎖し区画間の出入りの制限を行った。しかしながら、この誘導方法が適切であったかどうか非常に大きな疑念が3点残る。第1に、区画ごとの封鎖を行う必要があったかどうかという根本的な問題である。当日は想定外の問題も多々あり、急な対応を迫られていたことを考慮しても「混乱を防ぐこと」を理由として封鎖を行うことはむしろ逆効果であることは想定できたと思われる。

第2に、封鎖を行ったデメリットについて述べる。封鎖を行ったことにより、学生の多くは区画を超えての移動が困難となり、さらなる混乱を招いた。封鎖のタイミングが突然だったこともあり、他の区画にいた学生が自分の店舗のある区画へ帰ることができなかったという事例や、果ては新歓祭典に直接関係のない大学院生までもが巻き込まれ、学内を移動することが困難となる様子が伺えた。また、BKCの地理に詳しい者は建物の間を縫って移動することで他の区画へ移動することができたため、完全な封鎖は不可能であった。

最後に、封鎖に割いた人員の多さである。封鎖を行うにあたって20人以上の人員を用いたが、完全な封鎖を行えず、さらなる混乱を用いたのであればこの人員を無駄にただけではなく、他の活動に回すことでより生産的な活動を行える可能性もあったのではないかと考えられる。

したがって、次回以降新歓祭典で非常の際に安全を確保するには、区画を封鎖する方法ではなく、予め片付けの順番を決めておく等の方法を事前に運営側で念入りに共有、訓練しておくことが良いと思われる。

第2項 後日の対応

【返金について】

模擬店募集冊子で予め断っていたとおり、模擬店出店料については返金しなかった。その趣旨は、模擬店出店料金が、祭典会場内の仮設水道及び仮設ゴミ箱の設置や、他キャンパスからの食材の運搬に必要なシャトルバスのチャーター等の費用に充てられていたため、すでに支出済みであり、当日の開催不開催の如何にかかわらず、返金できなかったことにある¹⁶。他方、食材費等についても返金の対象とはしなかった。店舗ごとに損害額が異なり¹⁷、個別対応が不可能であったことも理由の1つに挙げられるが、それ以前に、食材を持ち帰って消費できる時点でこれを損害と認定することは妥当ではないため、それが決定の趣旨となっている。

【事実と原因の報告について】

「はじめに」でも触れたとおり、新歓祭典が終了してから最終的な事実の究明及び報告を行うまでに要した時間が非常に長く、参加者を待たせしてしまったことは間違いない。今回の経過を継承し、もしも今回のような事態が発生した場合に、迅速に事後処理を完了出来るようにしなければならない。以下に後日の経過について、概要を記す。

4月

- ✓ 23日：新歓祭典
- ✓ 24日：運営関係者に祭典当日および準備期間についてのヒアリングを開始
- ✓ 26日：模擬店中止に対する謝罪等の第一報を学友会HPで発表
- ✓ 回収したコンロの調査
- ✓ 火災が発生した店舗の隣の店舗の被害状況の調査

5月

- ✓ 消防署より指示された報告書の作成および提出
- ✓ 「新歓祭典に関するアンケート」の実施
- ✓ 模擬店中止に係る事実をまとめた報告書を作成

¹⁶ 文書の末尾に付した資料の「模擬店企画及び構内清掃に関する予算書」にて詳細を明らかにしている。

¹⁷ 数店舗抽出して収支をヒアリングしたところ、

- ✓ 大学への調査結果の報告
- ✓ 20日コンロのメーカーとの打ち合わせ・メーカーによる実証実験実施の合意
- ✓ 27日：模擬店中止に対する事実および調査経過の第二報を学友会 HP で発表
- ✓ 28日：中央委員会に報告書を提出

6月

- ✓ 消費者センターを通じて国の各種機関による実証実験実施の模索
- ✓ コンロメーカーによる実証実験結果の到着
- ✓ ガス石油機器 PL センターと独立行政法人 Nite による実証実験実施の確約
- ✓ 学友会 HP 上での意見集約用のフォーム開設

7月

- ✓ 参加者に対する「模擬店に関するアンケート」の実施

11月

- ✓ 30日：ガス石油機器 PL センターによる実証実験結果の回答

なお、6月に届いたコンロメーカーによる実証実験結果も、PLセンターの結果と同様のものではあったが、第三者機関の実験結果を待つ事を選択した。Nite からもほぼ同時期に、「対象機種の様子は現在の国内基準に合致している。通常通り正しく使えば焦げるわけではない。火元とボンベ部が遠くに越したことはないが、だからといってこの仕様には問題があるとは言えない。」という主旨の回答を得た。

最終報告までの過程は「祭典当日及び事前準備に係る事実確認(1ヶ月)」、「実証実験の開始までに必要な準備及び交渉(1ヶ月)」、「機関による実証実験の開始から完了まで(5ヶ月)」の3つの段階に大きく分けることができる。最終報告までの期間が長期化した最大の原因は3つ目の過程にある¹⁸と言えるが、この点については我々新歓実行委員会側で対処することは難しい。よって、今年度の経験を生かし、1つ目及び2つ目の過程を効率よく行う方向で最終報告までの期間を短縮するべきである。

また、この最終報告までに第1報、第2報として中間報告を学友会 HP で発表している¹⁹が、企画中止を判断した具体的な根拠、すなわち黒変事例の原因に対する予想(コンロの瑕疵なのではないかという懸念も含まれている)については明らかにしていなかった。これは、事実と原因が明らかでないままその懸念を公にすることで、コンロ販売会社の名誉を毀損

¹⁸ 6月下旬時点では、「実験結果の回答までに1ヶ月から2ヶ月を要する」との旨を実験機関から伺っていた。

¹⁹ オリター・エンターを通じて各クラスのLINEグループに報告を掲載したことを周知してもらった。

してしまい、損害賠償請求を受けることを避けるためであった(請求があった場合の裁判費用及び賠償金には、当然学友会員が納めた学友会費を以てこれに充てられるため。)

具体的には、第1報では「使用火器に関するトラブルが報告された」、第2報では「コンロの一部が黒く変色する事例が(中略)見られました。(中略)コンロを継続して使用することに対する危険性を認定し」たために企画を中止したと述べている。これは、祭典当日の企画中止判断の根拠として、コンロの瑕疵を疑っていた当時の姿勢に基づいて述べたものであり、第1報内ではこの姿勢を貫徹している。他方で、第2報では「コンロの一部が変色した原因は、誤った使用方法にあると考えられる」という、第1報発表後に得られた消防職員の見解についても記載している。これは、黒変事例の深刻だったコンロで使用されていた調理器具の直径が、規定を超過していたことが第1報発表後に判明したため、黒変事例の原因に対する予想が変質してきていた状況が反映されている。この態度の変更について「責任のなすりつけではないか」という意見が学友会員から寄せられたため、念のためこの場で述べておく。

【アンケート及び意見集約の場について】

第2報内で参加者の意見を集約する手段を設ける旨を約束していたが、2度のアンケートの実施(内1つは第2報公表前に実施済み)と、学友会HP上でのフォームの開設を以て公約を履行した(履行時期については前掲の「後日の経過」参照)。アンケートは各クラスのオリター・エンターを通じて拡散した。フォームの開設は学友会HP上で告知したほか、前述のアンケート内にURLを記載することで周知を図った。

アンケート²⁰は、模擬店企画に対する参加者の事前の理解状態を確認するほか、模擬店営業の一旦停止指示が周知できていたかどうかや、帰宅時の誘導方法が効率の良いものだったかどうかを検証する内容となっている。第1章第2節でも触れたとおり、拡散率および回収率が低く²¹、少なくとも黒変事例の原因が調理器具の規定違反である可能性が高まってきた5月あるいは6月に実施するべきだった。また、フォームに寄せられた意見や質問、その他の要請についてはこの文書を以て回答ないし応答している。

²⁰ 本総括の末尾に付した「模擬店に関するアンケート」という資料で結果を確認できる。

²¹ 今回のアンケートは母数が一回生約8000人として、回答数は167人である。最も厳密に母比率を50%と推定した場合、母数10000人に対し標本数が100であったとき誤差は10%とされる。今回のアンケートの母数・標本数を考慮すると、誤差は最高でも10%と推定できる。決して低い数字とはいえないが、特定の用途であれば実用に足ると言える。

第2章 火災及び緊急事態に対する事前の準備状況

第1節 祭典運営側

第1項 運営統率体制

本項では、運営体制について述べた上で、運営側の事前研修の必要性について指摘する。

今年度までの新歓祭典の運営は、新歓事務局²²の局員を事務局執行部が指揮し、新歓実行委員長がそれを監督するという体制を採ってきた。緊急事態等の指揮や、企画中止の判断の最終的な権限は新歓実行委員長に属している。しかし例年、事務局員だけで祭典の運営をまかなうことができず、学友会中央パート²³の構成員から祭典当日の運営と前日の準備を無償で²⁴手伝ってくれる者を募り、運営協力員として参画してもらっている。それでもなお、ほとんど休憩時間もなく活動しなければ手が回らない状況が例年続いていた。今年度は祭典前日にも運営協力員として協力してくれる者を募り続け、最終的に 100 名を超える規模となり、祭典当日の運営が手厚いものになるかのように見えた。

ところが例年この運営協力員に対する事前の研修などは設けられておらず²⁵、祭典当日または前日に配布されるマニュアルを読んでもらうほか、実行委員長に代わって運営協力員を指揮する担当者の注意及び指導を受けた上で運営に臨んでいる。このように、運営協力員の練度は低いため、これを補う目的で例年、「遊撃」という特別なチームが編成されている。遊撃は緊急時の対応を行う、あるいは緊急事態の発生を未然に防ぐべく、通常の運営協力員とは異なる指揮系統の下、トランシーバーを装備して構内を巡回している。このチームの練度は高く、学友会中央パートの中でも判断力や行動力に優れた者が選抜されている。こうして新歓祭典の運営体制は、「通常の運営は運営協力員、非常事態の防止及び緊急時対応は遊撃」という分担が敷かれてきた。

それにもかかわらず、今年度の火災は事前に防ぐことも、適切に消火することもできなかった。火災を事前に防ぐ方法は、緊急事態に直面した者が遊撃のメンバーではなく、運営協力員だったためである。被害が急激に深刻化する火気の問題については、居合わせたもの全員が消火を含めて対処できる²⁶ように訓練しておくべきだった。よって今後は、「緊急事態

²² 新歓実行委員会に付属する機関であり、新歓運動の実務を担っている。

²³ 学友会会則第 9 条に規定する諸団体及び、第 18 条各項に規定する諸団体の総称を指す。なお「学友会」という言葉は、立命館大学の学部生、すなわち学友会員全員が組織する団体名を指す(学友会会則第 2 条)。

²⁴ 無償で活動しているのは、この運営協力員に限ったことではなく、学友会中央パートの構成員全員であることを念のために記しておく。

²⁵ 本総括の主旨から外れるため、余談ではあるが、今年度の学園祭から運営協力員への事前研修が設けられたことを記しておく。

²⁶ 消防法第 25 条第 1 項または第 2 項に基づく。

は遊撃で対処するため、運営協力員に事前に研修を受けさせることができない事情をカバーすることができる。」という認識を改め、消火活動を含んだ緊急時の対応については「運営協力員全員が緊急時に対応できるように研修する」べきである。

第2項 オリター・エンターについて

新入生のクラス模擬店の安全な運営には、新入生に注意喚起するだけでは不十分であると、新歓事務局として認識していた。そこで、3月14日から4月6日にかけて、オリター・エンターガイダンスを、全学部の全員のオリター・エンターに対して行った。

ガイダンスでは、新入生が安全に模擬店を運営するには、オリター・エンターの補助が不可欠であることを強調し、その上で、オリター・エンターの当日の具体的な役割等について説明した。特に、火器の取り扱いの安全確認に関しては、オリター・エンターも必ず行うよう説明した。なおガイダンスは出席を確認したうえで、欠席したオリター・エンターに関しては、個別対応を行った。個別対応の日程も以前に比較して大幅に増加している。

その他にも祭典前日に、カセットコンロの説明書を各学部のオリター団長と共有した他、カセットコンロ使用上の注意事項について、再度確認を行った。当日は例年通り、オリター・エンターが店舗に常駐し、新入生の店舗運営を監督する体制を採っていた。

また、新歓事務局員が団長ミーティングに参加し、新歓祭典の運営に関しての協力の御願い・注意すべき点・実施日時などの詳細を伝えることで団長並びに執行部にも注意喚起を行った。特に、事故・火災に関しては強調した。

第2節 祭典参加者側

第1項 出店責任者(=店長)ガイダンスの効果

祭典の参加者はほとんどが新入生であった。よってパンフレットや放送での注意喚起を行った。前述のガイダンスに参加している店長や副店長、オリターは祭典運営側でもあり、祭典参加者側の側面も持っている。よって店の責任者に火気使用に関する周知は行っていた。しかしながら、店の責任者以外に関する火気使用の取扱いの方法の周知徹底を行うことが不十分だったと言える。アンケートの結果より、82.8%の学生は店長のガイダンスで受けた説明事項について共有を受けたと回答しているが、上述のとおり、65.3%の学生が調理器具の直径に対する規定を知らなかったと回答していることから、店長などが共有した内容が不十分であったと判断することが妥当である。よって強制的に参加するよう、招集した店長等の責任者を通じて参加者に情報提供をする手段は信頼性に不安があると言えるが、一方で、注意事項をまとめた資料を全参加者に事前配布したとしても、全参加者が確認するという保証はない。よって現状の方法に代わる有効な方法も見当たらない。この点は必ず改善

しなければならない問題である。

第2項 ガイダンスの内容

以下でガイダンス等の内容について述べる。

【出店責任者に対して】

各クラスから、店長 1 名、副店長 2 名、環境要員 1 名、オリター・エンター責任者 1 名を選出してもらった。この出店責任者に対しては、4 月 18 日から 21 日にかけて、出店責任者ガイダンスを実施し、ここでは、責任者に対して、特に理解してほしい内容を周知することを目的とした。まず、学生部の職員から、火器や廃油の取り扱いで、例年けが人が出ている例などを説明してもらった。そして、新歓事務局模擬店担当者からは、募集冊子の中で、特に重要な内容について説明した上、火災発生時の対応の仕方にも言及した他、カセットコンロの適切な使い方や、使用する鍋の適切なサイズについても説明した。

ガイダンスでは、出席確認をして、責任者が全員出席したことが確認された店舗にのみ、出店許可証を配布した。出席していない責任者に対しては、後日事務局に来てもらい、個別対応を行った。寝ていたり、聞いていない者に関しては、起こしに行ったとの報告も受けている。

【配布物に関して】

まず、各クラス 4 部ずつ、募集冊子を配布した。募集冊子には模擬店に関する基本情報の他、当日の運営が円滑に進むような情報を掲載した。火器の取り扱いに関することや、火災発生時の対応方法を記載した。募集冊子は、当日も必ず持ってくるよう促した。

また、各店舗に配付した出店許可証の裏面には、地図を掲載した。地図には、消火器設置店舗が分かるように記載した。

【ガイダンス内容】

ガイダンスで話した内容を以下に記す。

① オリター・エンター向けガイダンス

- ・模擬店とは
- ・オリター・エンターへの御願い
- ・オリター・エンターの役割
- ・出店までの流れ
- ・下記の取り扱いについて
- ・出店責任者ガイダンスについて

- ・注意事項、禁止事項

- ・販売禁止品目

② 出店責任者ガイダンス

- ・出店における注意事項

- ・衛生面に関する注意事項

- ・安全面に関する注意事項

- ・調理器具の大きさ（直前に分かったため、口頭で何度か伝え、メモを取るよう指導していた）

- ・消火器について

- ・看板について

- ・出店許可証について

- ・貴重品の管理について

- ・緊急事態の対処について

第3節 黒変事例及び火災の最終的な帰責

本項では、第1章第1節及び第2節並びに前項を受けて、黒変事例は最終的に誰に帰責するのかについて、また、第1章第3節及び第4節並びに前節を受けて、火災発生の帰責及び消火の問題点について結論づける。

第1項 黒変事例に係る帰責

【黒変の発生責任】

黒変事例を受けて模擬店企画を中止したという判断は妥当であった（第1章第1節第2項）。そして黒変事例が発生した原因は参加者がコンロを誤って使用したことにある（第1章第2節）。学生がコンロを誤って使用した原因は参加者の不注意である。オリター・エンターへの事前共有及び出店責任者向けのガイダンスによって調理器具の規定については実行委員会として案内していた²⁷。よって実行委員会として事前の注意は怠っておらず、またそもそも、本来的には火器を使用する者が、安全に火器を使用するという第一の責任を負うものと言えるから、コンロを誤って使用したことは、参加者の不注意が原因であると言える。

よって、最終的に模擬店企画を中止しなければならなかったことは、多くの不注意な参加

²⁷ 第1章第2節でも述べたように、アンケートによって34.7%の誠実な参加者は調理器具の直径に関する規定を知っていたことが明らかになっており、実行委員会の案内が伝達されていることを示している。

者に帰責すると結論づける。

【当日の黒変予防について】

一方、当日の予防について言えば、例年運営協力員による模擬店パトロールのチェック項目内には、昨年度までの企画実施状況が継承され、様々なチェック項目があるが、調理器具の大きさというものは存在していなかった。よって調理器具の大きさをチェックしていなかった事は迂闊であったと言える。

しかし、このように危険な事態を発生させる事項というのは枚挙にいとまがなく、例年の反省を踏まえて追加修正されて増えるばかりである。やがては膨大なチェック量をさばききれなくなるだけではなく、そもそも自宅から持参する調理器具の大きさなど、当日注意を受けて直ちに改められるものではないため、当日のチェックで回避することが最適であるとは言い難い項目もある。

したがって、コンロの黒変だけでなく、火災の発生についても言える事だが、「不真面目な学生は一定存在するが、最終的には当日の運営側の確認及び指導によって安全を確保することができる。」という認識を改め、「不誠実な店舗の運営を行う者が存在しない状況を作った上で、失念等によるミスを経営側の確認及び指導によって補助的にカバーする」という、主と副の意識を持つべきである。

第2項 火災に係る帰責及び問題点

【火災の発生】

油を使用した調理方法は、もはや個人の生活技術の問題であり、これについて指導することは、模擬店企画全体の中止(再開不可能になることであり、一旦停止ではない)を防ぐ主旨を除けば、新歓実行委員会の責任の範疇にないと判断している。また、今回の火災については、模擬店企画全体の中止には関係がないため、新歓実行委員会には問題がなかったと判断する。

【消火】

消火については第2章第1節第1項に述べた通り、運営側で事前の研修を徹底する必要があるほか、参加者全員が消火できる状況が必要である。

第3章 次年度以降の対応の選択肢

本章では、今年度の事例を受けて、次年度以降の新歓祭典、ひいては新歓運動のあり方を選択的に提言する。

第1節 コンロを使用した模擬店企画を継続する場合

本節では、これまで通りにカセットコンロを使用して模擬店企画を実施する場合を想定し、今年度問題とされた点及び、可能であればその改善案を記す。ただし、コンロを使用した模擬店企画を行う場合に限られない注意点も存在するため、どんな選択肢を採るにせよ、活用されたい。

第1項 運営体制の見直し

例年、祭典前日まで、その円滑な運営のための要員配置に尽力していたが、先に安全を確保する体制を構築しておき、その上で運営に必要な要員を配置するという工程に改める必要がある。そうなると、運営協力員の人数が不足する可能性があるため、祭典(とウェルカムフェスティバル)全体の内容を確定ないし承認する工程に改革を施さなくてはならない。具体的には、まず祭典内の各企画の構想が練られた段階で、祭典全体の運営及び安全確保に必要な人数を見積もり、その要員の人数に問題がないかという見地も含めて祭典の構想を承認し、各企画の内容を承認していく形にするべきである。その際に、次項で述べる安全担当者が見積もりの指揮を執ることにすれば、実行委員長の忙殺によってこの過程が疎かにされることはないだろう。もちろん見積もり時点で全体の要員の人数が到底集められそうにないときは、祭典または各企画の規模を縮小し、安全の確保を最優先としなければならない。

第2項 指揮系統の見直し

【中止原因発生から中止判断までのフローの改善】

中止原因が発生してから、中止判断までのフローが要員全体に徹底されていたとは言いが切れない。緊急時対応の根本的な部分であるから、効率の良い連絡フローを構築し、事前に研修を行って、実質的に運用可能にしておくことも忘れてはいけない。今年度について言えば、実行委員長が祭典全体の事前準備の統括を行うことに忙殺されていたため、安全面について過剰すぎるほど入念に対策を取れたかという点、そうではなかった。よって、実行委員長とは別に、安全面について具体的な体制を詰める担当者を新歓期中に設けておくことが望ましいと思われる。

【中止判断から中止指示拡散及び中止徹底までのフローの改善】

こちらについても同じことが言える。ただし、参加者への連絡経路は、現状クラスオリタターを通じたものか、構内放送かのどちらかに限られているので、伝達効率が良いとは言えな

い。別の画期的な方法の模索が必要である。

第3項 火災発生から消火、混乱の収拾

次項についても言えることだが、あらかじめ非常時及び火災時の対応方法、誘導方法については当日のパンフレットや事前の配布物を用いて、参加者に理解しておいてもらわなければならない。この点について、今年度においては出店責任者向けのガイダンスで説明していたが、消火方法や非常時の誘導も含めて、祭典中に起きた混乱を収拾するのに高い効果を発揮することが想定されるので、必ず全参加者に対して事前共有すべきである。ただし、全参加者が事前に共有内容を読んでおいてくれなければその効果は薄く、ただ配布するだけでは、実質的な防災効果は期待できない。

第4項 非常時における誘導

まず大切なのは出店責任者ガイダンス時に以下で示す内容を周知徹底することである。さらに、情報の錯綜を避けるために当日、実行委員会と模擬店代表者を繋ぐ緊急連絡経路を作成し、使用方法についても訓練しておくことは大切であるとする。ただし、現行の出店責任者ガイダンスの実質的な効果は低く²⁸、必ずこれを補完する新たな施策、あるいはガイダンスの効果を高める施策を設けなければ、実際に参加者の防災能力を高める結果は得られない。また、その結果が得られない内にコンロを使用した模擬店企画を実施することは、今回の事例の再発を避けることができないため、非常に危険であり、危険を認識したまま実施に踏み切ることを意味する。

【片付け】

今回の火災で返却を受け付けた物は主に①コンロ②ガスボンベ③ゴミ④レンタル備品である。混乱時に①～④をそれぞれ違った場所へ突然指示されて運ぶのは困難である。しかしながら、③④に関しては効率面で動かさない。よって返却時に多方面への返却は避けられない。よって少しでも混乱を避けるために、受け取った場所へ返却の原則を設け周知させることが必須である。そうすると返却は①②・③・④と3つに別れる。またブロックごとの返却は混雑を避ける為にも有効である。よって予めブロックを3つに分け返却順を定めるのも一つの案である。

どのような案を採択するにせよ、片付けの過程は企画を実施するが故に発生するものであるから、これからは第2項で提案した安全担当者の指揮の下、必ず祭典の構想内部に片

²⁸ 第2章第2節第1項で述べたとおりである。

付けの過程が非常時の防災の観点から適正なのかという見地も含められなければならない²⁹。

【バス停への誘導】

バス停への誘導は片付けでブロックごとの返却が上手くいけばこなせるというのが理想論であるが、事故が起こらずともバス停は常に混雑するものであり、そもそも通常時から混雑を解消する方法を考えなければならない。以下にその方法を策定する方向性を提言する(今年度行っていたものも含めている)。

火災時の基本ルール

- ・運営協力員が自分の役割を把握する
 - 事務局側は緊急時のバス停誘導・返却に必要な人員を予め見積もっておく
 - 模擬店担当者は直ちに消防署に連絡する。
 - 緊急時の指揮系統を予め明らかにしておく

- ・ルールに沿って情報を集約する
 - 緊急時の指揮系統を予め明らかにしておく
- ・防火・消火設備を把握する
- ・的確な初期消火を行う
 - 消防署からの研修を受ける。
- ・的確でスムーズな避難誘導をおこなう
 - 大規模火災発生時の避難誘導方法を定め、要員全てに周知させる。

第5項 火器使用における万全の体制作り

コンロを用いて新歓祭典を行う場合、参加者の1回生及びオリター団・エンター団に対して必ず研修に出席する義務を設け続けることはもちろん、また、その研修の内容としては、コンロの扱い方から調理器具の大きさ、油を扱う際の細かな注意事項、もしも火災が起こった場合の対処法等の指導を徹底する。また消防署による研修・学生への徹底した研修・運営当日の厳しい監視体制の構築も必要である。特に当日は、コンロの点火前に消防のチェックを受けていなかったことが明らかになっており、必ず点火前に全店舗の検査を受ける体制を作る必要がある。この点は模擬店の営業時間を短縮する結果になろうとも、最優先事項と

²⁹ これまでは模擬店企画案の中に片付けの過程も含まれていた。

しなければならない。

他方、新歓祭典の運営協力員に対しては、上記と同じく火器の扱い方から火災が起こった場合の対処法に加えて、当日のパトロールでそれを注意する義務があることを教える。さらに、運営協力員が火災の際に本部へスムーズに連絡が伝えられるよう、本部には火災連絡担当または緊急連絡担当を設けることが適切である。

第6項 イベント保険への加入

コンロを使用した模擬店企画を行う場合に限ったことではないが、新歓祭典の実施に際しては、いわゆるイベント保険に加入するべきである。これまで、来場者の怪我等の損害に対する保険には加入してきたが、イベントが中止されることによって発生する損害に備える保険には加入していなかった。過去に何らかのイベント保険に加入する試みがあったかもしれないが、記録には存在しないために保険加入の試みは継承されておらず、また、昨今においては学友会中央パート内でその提案をする者がいなかったために、保険の加入は行われなかった。

次年度以降に本節、第2節、第3節の選択肢を採用するのであれば、雨天によって模擬店企画等が中止された場合などに、模擬店出店料等の参加費の全部または一部を返金する財源に充てることができるだろう。よって、イベント保険への加入を試みるべきであろう。

第2節 コンロ等危険な火器を使用しない祭典へと改革する場合

コンロを使わない選択肢としては、①プロパンガス・ホットプレート等加熱手段の変更②火気を使用しない模擬店販売の二つが挙げられる。①の加熱手段の変更に関しては2016年度学園祭においても使用された経験がある。しかしながらプロパンガスにも使用及び設置の仕方により事故に繋がる危険性があるため、前節で述べた改革内容は反映されなければならない。②の火気を使用しない模擬店販売は、学生の模擬店販売内容に制限がかかり、クオリティが引き下がってしまう。自主性と協調性の養成という側面はさておき、祭典内の食環境を整備するという側面だけ見れば、模擬店形態その物の存在意義すら危ぶまれ、市販のキッチンカー等の導入のメリットが勝ってしまう。

①の選択肢でも触れたように、コンロ以外にIH等の調理器具を用いることで火災へのリスクを減らすことは可能である。しかしながら、そのために必要な電力の供給が可能であるか、また、それに伴う費用の増加に対応できるか、といった問題も考えられる。参加者側にもたらす大きな影響としては、調理内容の重複（しかしこれは従来のコンロの場合も同様であった）等が考えられる。コンロでの運営に比べて遥かに安全であり、扱い方も簡単な上、研修の際も説明事項が減るためメリットも多い。店舗での調理を前提とした新歓祭典を行

うのであれば IH 器具での新たな新歓祭典運営も考慮に入れるべきである。

第3節 模擬店という形態を見直す祭典へと改革する場合

現時点で模擬店企画は、新歓運動上の重要 5 課題中の 2 つである、「自主性」と「協調性」を新生に養ってもらうという課題を解決するための中心的な施策となっている。その仕組みとしてはクラス単位で一つの成果物を作り出す過程で、クラスの各員が協調性を持って、自主的に行動するようになってもらうというものになっている。よってその狙いを達成できるのであれば、新歓祭典の中心企画の形態としては模擬店のみに留まる必要はない。フリーマーケットやスポーツアクティビティ等の企画を代替企画として例示することができる。

しかしながら、スポーツアクティビティなどは各学部のオリター・エンターによる企画と重なることがあるので、その差異化や 1 キャンパスで集まり行う意味、実現度は要検討事項である。またフリーマーケットも入学したての 1 回生には厳しい企画である。よって新歓祭典を実行する上で、模擬店という形態をとらない場合、実現性・3 キャンパスを 1 キャンパスに集める意味・オリター企画との差異化・ウェルカムフェスティバルとの差異化を十分検討して行うべきである。

さらに、代替案というからには、新歓祭典で模擬店企画を行う危険性について、その要点を回避した企画でなければならない。その要点とは、「参加者が膨大であり、当日の危険予防管理が非常に困難であること」「参加者の中に不誠実な者が多く、こちら側の指導を真摯に受けないために事前の危険予防管理が困難であること」「一部が危険行為を行うことにより、全体がその被害を受ける可能性が高いこと³⁰」の 3 点である。一部でも危険行為が行われれば全体が瓦解するという仕組みがありながら、当日及び事前に危険予防するように管理することが困難であるという事情が存在するこの企画がいかにか危険であるかということは自明である。

このような困難さは存在するが、本節冒頭で述べた通り、模擬店企画が達成しようとしていた目標そのものは新生にとって有用なものであるはずだ。よって、模擬店企画に代わる、安全な企画の創出は、学友会中央パート及び全学友会員をあげて取り組むべきことである。

³⁰ 「ボンベが爆発し、金属片が飛散する」という物理的な次元と、「一部が黒変事例を起こすことで、全てのコンロの危険性を疑わなければならない、全体の中止につながる」次元という 2 種類の次元で考えなければならない。

第4節 祭典という形態を見直し、新歓運動全体を改革する場合

前節で述べたように、模擬店企画の代替案の創出は取り組まなければならないものではあるが、次年度の新歓期が代替案の創出よりも早く到来し、かつ第1節で述べたような課題点を完全に克服する解決策を用意できなければ、危険な模擬店企画は執り行うべきではない。黒変事例が深刻化し、ガスボンベが膨張して本当に爆発していれば、何の罪もない参加者が失明などの重傷を負っていた可能性は大いに考えられる。「自分が失明してでも模擬店企画を行いたい」と運営及び参加者全員が決意でもしない限り、このような危険な状況下で企画を実施することは許されない。

すると、模擬店企画のない新歓祭典に対する学生の参加率の低下は避けがたく、そうなれば新歓祭典全体の費用対効果が激減することは明らかである。数値を用いた客観的かつ厳密な論証は財政総括及びその他の総括に譲るが、600万円超の予算を有するステージ企画の観覧者が激減すると想定すれば、そのように評価できて当然である。これだけの予算があれば、課外自主活動団体の予算や、学園祭の予算を拡充するという選択肢もありうる。

あるいは、各学部自治会を中心として、新歓祭典に代わる個別的な新入生支援活動を複数創出し、それらに予算を充てるという方向もあり得る。長らく自治会系は要求実現運動³¹を生業としてきたが、学生のニーズに対する解決策を提示したり、学生の活動を支援するといった問題解決型の活動を中心とした団体へ転換し、かつ、その活動内容の一部として新歓運動への重点的な参画を採用することも、各自治会規約が妨げるものではなからう³²。

祭典廃止後に、祭典実施分の予算についてどのような活用方法を採用にせよ、祭典廃止は学友会全体の存在意義を考えてよく検討すべき選択肢であろうと思われる。

おわりに

2016年度新歓実行委員長としては、第3章第4節の選択肢を推奨したい。

ここに至るまでに何度か述べてきたように、今年度の新歓運動では、新入生に自主性及び協調性を持ってもらうことが重要な課題として承認された。この課題は、社会人への過渡期にある大学生に必要な姿勢として採用されている。

さて、新歓祭典という一つの社会の中で自身らの店舗を安全に運営することは、社会の中に生きる者としての責任であると考えられる。祭典という社会の一部となり、社会、すなわち他の祭典参加者が自店舗に購入しに来てくれ、自分もまた商品を購入できるという社会

³¹ 大学や学部に対する学生の要求事項を取りまとめ、その要求が実現されるように大学または学部交渉の一連の活動のこと。

³² この点に関する考察は新歓運動全体総括で行う。

の恩恵を受けるために、その社会、すなわち他の祭典参加者を害することがないように、注意を尽くし、必要な情報を集め、自身の店舗を安全に運営し、安全な商品を販売するということは、その社会に参加するための前提かつ必須条件であると考えられる。協調性を持って自主的に行動するということは、まさにそのような、集団の中における自分の責任を果たそうとする積極的な行為として現れる。ゆえに、「自分は、何もおかしなことや悪いことはしていないのだから問題ない」という認識では、独立した個人として社会の中で生きていくことはできないであろう。

今回の新歓祭典では、多くの参加者が、調理器具の直径の規定を知らなかったために企画を中止することになった。一部の学生の責任感が不足していたことで、責任を果たしていた他の学生に迷惑をかける構図になったと言える。たまたま黒変しなかっただけで、自分も調理器具の大きさを知らなかったという学生も存在するだろう。店長や調理担当者だけのせいではない。「自分は気にしなくて良い」、そのような一人一人の「当事者でない意識」が今回の結果を生んだと言える。クラスのみんが責任を果たそうとしていなかったとしても、誰か一人が安全に関する声かけをクラスに向かって行っていたならば、そのクラスのコンロの黒変は防げていたかもしれない。その声かけは正しいことに違いない。全ての学生にそのような意識を持ってもらいたいと切に願う。

また、このことは店舗の安全な営業に限った話ではなく、SNSの利用についても言える。どのような意図で行われたのかは定かではないが、間違っている自分では責任を取れない情報を拡散するような行為は、他者を混乱に陥れ、心と名誉を傷つける可能性を孕んでいる。例え周囲のみんが当たり前のようにしていることだったとしても、また、直接相手と対峙することがなかったとしても、現実存在する人間を傷つけてしまうことが往々にして起こりうる。

先に述べたように、真に社会に協調するということは、単に周囲に同調することではなく、積極的に行動し、責任を果たすことであると言える。参加者にそのような姿勢を養成できなかったことは新歓実行委員長として、新歓運動の失敗であると評価せざるを得ず、反省しなければならない点である。しかしそれと同時に、参加者自身の今後の人生のためにも、大学生活を送りながら、どのような姿勢を身につけるべきなのか、全ての参加者に考えてもらいたい。

政策的な判断に戻るが、今回の事例とその原因を目の当たりにした実行委員長としては、そのような本学の学生ないし学友会員の根本的な姿勢が変わり、全ての学生が、「自らが模擬店で火器を使用し、商品を作る以上、自分自身でそれらを安全に行えるようにならなければならない」という意識を持たない限り、根本的に模擬店企画の安全性を担保することはできないものとする。

参加者が誠実に注意をしていたとしても、不幸にも重要な事項を失念してしまったというケースも存在している。そのような状況が存在するだけでも危険であると言わざるを得ない上に、ガイダンス時に寝ている出店責任者が存在するという現状は問題視せざるを得ない。よって、少なくとも模擬店企画は取りやめざるを得ず、さらに代替案がなければ費用対効果の観点から、新歓祭典の廃止も視野に入れるべきではないだろうか。

本文以上

各資料

模擬店に関するアンケート（正式名称：「新歓運動全体及び模擬店に関するアンケート」）

模擬店企画及び構内清掃に関する予算書

模擬店出店料金を充てることを想定して実行委員会が承認した予算は別添の予算書の通り。